

統合報告の現状と課題

The Present Conditions and Problems for Integrated Reporting

勝 山 進
Katsuyama Susumu

目次

1. はじめに
2. 統合報告化の会計学的視点
 - 1) 非財務情報開示要因としてのアカウンタビリティの変化
 - 2) CSR会計の進展に依拠する統合報告
3. GRIの持続可能性報告ガイドラインG4の特徴
 - 1) GRIによるガイドラインの意義
 - 2) GRIガイドラインG4の概要と課題
4. IIRCフレームワークにおける統合報告の内容と課題
 - 1) IIRCフレームワークの意義と概要
 - 2) 統合報告における資本概念の精緻化
5. おわりに

(要旨)

本稿は、財務情報 (Financial Reporting) と非財務情報 (Non-Financial Reporting) の統合報告 (Integrated Reporting) に焦点を当てた論文である。これまでの企業報告 (Business Reporting) は伝統的な財務情報の開示のみでよかったが、現在は、企業報告として、企業価値 (business value) および企業価値創造 (creative business value) の開示が求められるようになってきた。その背景は、企業の評価軸が財務情報のみならず、企業の環境的側面 (environmental aspect) および社会的側面 (social aspect) を開示しなければ企業の価値が理解できず、さらには、ガバナンス (governance)、コンプライアンス (compliance) およびリスク (risk) に対する情報が求められてきている。

企業は、こうした3つの側面 (トリプルボトムライン triple bottom line) を適切に開示しなければ、投資家からの投資は期待できず、企業価値は低下し、企業価値創造は見込めないことになる。こうした観点から、本稿では、世界的な関心事であるGRI, G4 (May. 2013) およびIIRCフレームワーク (Dec. 2013) について考察した。具体的には、まず、統合報告書の意義および概要について整理し、次に、IIRCフレームワークがまとめた6つの資本概念のうち、と

りわけ、自然資本（natural capital）に問題があるため、自然資本は他の5つの資本とは異なり、個別企業の所有ではなく、「社会自然資産（social natural assets）」と結論づけた。

1. はじめに

財務会計の研究は、企業に係る情報提供の拡充の歴史であり、そのエポックとなったのが、AAAのASOBAT（A Statement of Basic Accounting Theory, 1966）であった。その背景は、財務諸表の目的の変化が考えられるが、ASOBATは、会計を「情報」として位置づけ、財務諸表の目的を利用者が意思決定を行う場合に有用な情報を提供することとしたのである（AAA [1966] p. 1, 訳2頁）。具体的に、ASOBATは、財務諸表を「情報」とし、その特徴は、情報システムとしての会計、情報の有用性の強調、多元的評価、予測情報や物量表示であった。

財務会計の研究は、21世紀に入るとGRI（Global Reporting Initiative）が「トリプルボトムライン」（勝山進 [2009] 84～86頁）を基本に据えて財務的側面のみならず、企業の環境的側面や社会的側面の把握と開示を進展させた。その基本思考がSustainability Accounting（持続可能性会計）であり、GRIは2013年5月に世界的影響力をもったG4（「GRIガイドライン第4版」：GRI, G4）を公表した。さらに、GRIのガイドラインに加え、IIRC（The International Integrated Reporting Council：国際統合報告委員会）が2013年12月に「統合報告フレームワーク（The International <IR：Integrated Reporting> Framework）」を公表した。これらの一連の流れは、企業報告が「統合報告」となり、これまでの公表会計に大きなインパクトを与えたのである。

統合報告は、財務情報と非財務情報を融合したものであり、制度化されている財務情報と非財務情報を単に集合したものではない。

わが国での財務報告は、「有価証券報告書」や「決算短信」および「Annual Report」等があり、さらに、非財務情報の典型例として位置づけられている「環境報告書」や「CSR報告書」がある。現代の企業報告は「企業価値レポート」であるばかりではなく「企業価値創造」を指向したレポートでなければならない。ここに経営戦略、経営計画に寄与する管理会計およびこれらを保証する会計監査の重要性が認識される。

これまで筆者は、環境会計やCSRに関する研究を行ってきたが、本稿では、統合報告拡充化の背景を捉え、トリプルボトムラインを取り入れてきたGRI, G4および統合報告を希求するIIRCのフレームワークに焦点を充て、これらの概要と問題点、とりわけ資本に焦点を当てて考察する。

2. 統合報告化の会計学的視点

1) 非財務情報開示要因としてのアカウンタビリティの変化

ステークホルダーに対する企業の責任は、財の保全・管理運用責任という受託責任があり、次にこうした責任が遂行されていることを示すための企業報告に対する会計責任がある。とりわけ、後者の会計責任は、歴史的には各種会計基準に準拠した財務的アカウンタビリティ概念が妥当していた。しかし、現在では、環境情報やその他の社会関連会計に係わる会計情報を提供する必要が生じているが、その根拠として、この財務的アカウンタビリティを拡大化するアプローチを考えなければならない。現代のアカウンタビリティの考え方として、具体的には、意思決定アプローチ、組織の正統性アプローチおよび社会的アプ

ローチがある。

とりわけ、社会的アプローチに依拠する社会的アカウンタビリティは、財務的アカウンタビリティから企業の社会的責任を強調することにある。グレイ、オーエン、マンダースによれば、社会的アカウンタビリティは、成立した契約のもとで社会的責任がある活動を説明する責任であると言っている。従って、その説明の具体化が企業の社会報告である。つまり、この企業社会報告は、社会的アカウンタビリティを履行するために計画された情報を提供するプロセスであるといえる (Rob Gray, Dave Owen & Keith Munderts [1987] p. 4, 訳6頁)。要するに、社会的アカウンタビリティを前提とする場合は、財務諸表の拡充である企業社会報告が、この社会的アカウンタビリティを解除するための手段であるとする見解である。

このように、ディスクロージャーを拡大化する根拠としてアカウンタビリティを措定する。意思決定有用性アプローチの他に正統性アプローチがあるが、正統性アプローチは、社会的アカウンタビリティ・アプローチに通じるところがあり、公共的アカウンタビリティ・アプローチもマッシュューズが言うように法的責任や財の保全を超越したものである (勝山進 [1996] 88頁)。このような観点から、上述したアプローチを複合的に捉えなければ自然環境の変化をも開示する環境会計や人権、労働慣行、公正な事業活動や消費者課題についてのディスクロージャーといった社会関連会計に理論的な基礎を付与することにはならない。

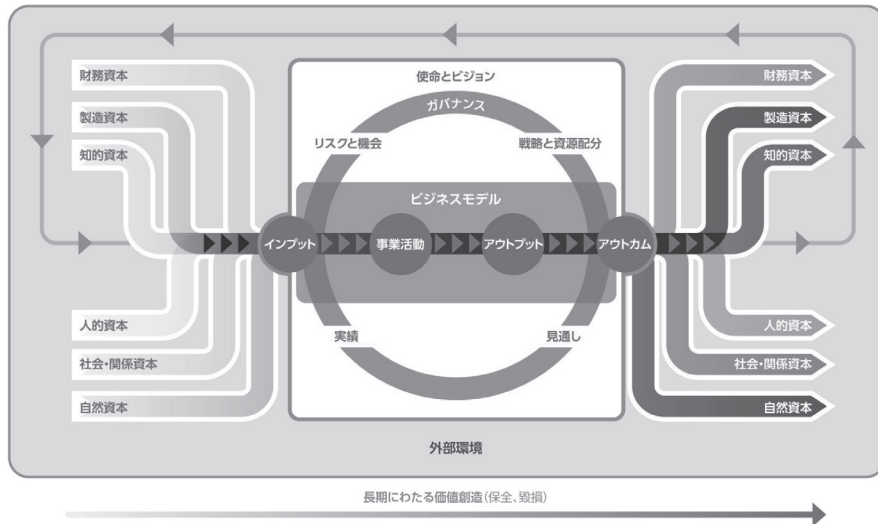
ここに、現代的自由企業アカウンタビリティが社会関連会計の理論的基礎を与えることになる。要するに、社会関連会計に位置づけられる企業の社会的責任 (CSR) に関わる問題は、現代的自由企業アカウンタビリティの観点からのアプローチが要請されるのである (勝山進 [2011] 499～502頁)。つまり、

CSRや環境・社会・ガバナンス (ESG) に係る実態を開示する会計として環境会計やCSR会計が台頭してきたのである。このことは、企業の収益性や安定性ばかりではなく、企業全体の「真の」価値を評価することが求められたからに他ならない。つまり、企業報告を統合報告化させることは、企業の総合的な価値評価を促すことになる。

伝統的に、企業価値は株式時価総額を意味していたが、株価は必ずしも企業利益に連動するものではなく、統合報告書が制度化すれば、財務情報のみならず非財務情報と融合した情報を開示することとなり、株式市場はこうした情報をもとに判断する事になる。さらには、統合報告書は企業の「価値創造能力」の開示も求めている。

ここで価値創造について触れなければならない。IIRCフレームワークは、価値創造とは、組織の事業活動とアウトプットによって資本の増加、減少、変換をもたらすプロセスである (IIRC [2013] pp.33, 訳38頁) と述べている。経済状況、技術の変化、社会的課題、環境課題といった外部環境は、組織が事業を営む際の文脈となる。・・・ガバナンスの責任者は、組織の価値創造能力を支えるための適切な監督構造を構築する責任を負う (IIRC [2013] p.13, 訳14頁)。これは、組織におけるガバナンスの重要性を強調しているのである。具体的には、IIRCフレームワークでは、[図1]「価値創造プロセス」を示し、事業活動には製品の企画、デザインと生産、またはサービス提供における専門的な技能と知識の展開が含まれる。イノベーションを生み出す組織文化の奨励は、顧客の需要を見込んだ新製品とサービスの開発、技術の効率的な活用、社会や環境への悪影響を最小限に減らすことを目的としたインプットの代替、アウトプットについての他の利用法開拓といった点において、多くの場合、主要な事業活動となる (IIRC [2013] p.13, 訳15頁)。

図1 価値創造プロセス



(出典) IIRC, *The International <IR>Framework*, p. 13, 訳15頁。

組織の中核はビジネスモデルであり、ビジネスモデルにおいて、様々な資本はインプットとして利用され、事業活動を通してアウトプット（製品、サービス、副産物および廃棄物）に変換される。組織の活動およびアウトプットは、資本への影響としてのアウトカムをもたらす。ビジネスモデルが変化（例えば、インプットの利用可能性、質、経済性に関して）への適応力を有することは、組織の長期的な継続性に影響を与える（IIRC [2013] p. 13, 訳15頁）。

2) CSR会計の進展に依拠する統合報告

非財務情報研究の嚆矢は、企業の社会的責任問題や環境問題についての会計学的研究であった。1960年代から1970年代にかけて、地域社会・消費者・従業員問題に加え公害防止・環境保全や粗大ゴミ処理といった社会との関係で会計学からの研究が求められていた。こうした諸課題に会計学がいかに関与できるかが問われたのである。1990年代に入ると、地球規模で大気汚染、水質汚濁、土壌・地下水

汚染、地盤沈下および廃棄物や悪臭などによって自然環境の悪化が危機的状況になったため、今世紀の最大の課題は、こうした負の遺産を処理しなければならないことである。人類が地球に生存する限りは、社会に負荷を生じさせるのであるが、これらを少しでも軽減させ、次世代に持続可能な社会を構築することが求められる。このような背景のもとで、環境問題解決のひとつのツールとしての環境会計は、主として企業を対象として展開されてきたのであるが、環境問題の解決は、企業のみならず、あらゆる組織や家庭をも含めて考えなければならない¹⁾。

1966年のASOBAT以来、ステークホルダーが意思決定をする場合に重要な情報を提供するものでなければならないこととなったが、CSR会計に代表される非財務情報の成熟化に伴い、企業報告としての有用な情報は、「企業価値」および「企業価値創造」を開示する会計に変化している。このことは、財務会計概念のパラダイムの大転換を意味する。

3. GRIの持続可能性報告ガイドラインG4の特徴

1) GRIによるガイドラインの意義

非財務情報の開示に多大な貢献をしたGRIは、1997年にアメリカのボストンでNGOのセリーズ(CERES: Coalition for Environmentally Responsible Economies)と国連環境計画(UNEP)が設立した団体であり、現在は、オランダのアムステルダムに本部がある。GRIの目的は、世界に通用する「サステナビリティ報告書」のためのガイドラインの作成および普及を図るものである。GRIは2000年からガイドラインを発行し、2006年にはG3を発行した。その後、2013年5月にGRI,G4を発行したが、後述するが、その3年前の2010年には、IIRCが設立され、本格的な「統合報告」の時代を迎えたといえる。

GRIの一連のガイドラインは、将来の統合報告を予感するかのように財務的側面、環境的側面および社会的側面という「トリプルボトムライン」という観点から、企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)の実態を開示させるためのガイドラインといえる。GRIのガイドラインは、世界的に多大な影響を与えており、わが国の企業が発行している企業報告としての「社会的責任(CSR)報告書」や「環境・社会報告書」の多くがGRIのガイドラインに基づいて作成されていることから理解できる。

わが国では、環境省が中心となり環境報告に係るガイドラインを公表してきている。その嚆矢は環境庁が1999年3月に「環境保全コストの把握および公表に関するガイドライン～環境会計の確立に向けて」を公表したことにある。以後、数回の環境会計ガイドラインを公表しているが、2003年度版の「環境報告ガイドライン」で初めて社会的側面としての「社会的取組の状況」を記載項目とした。直近の「環境報告ガイドライン」(2012年版)

では、本体はもとより参考資料として「社会的側面の状況に関する情報・指標」として具体的な項目を開示している。この背景には、GRIのトリプルボトムライン思考が大きく影響していると考えられることができる(勝山進[2003] 91～95頁)。

2) GRIガイドラインG4の概要と課題

GRI,G4は2013年5月にパート1「報告原則および標準開示項目(Reporting Principles and Disclosures)」とパート2「実施マニュアル(Implementation Manual)」の2部から成るガイドラインを発行した。報告原則は、報告内容に関する原則と報告品質に関する原則を掲げ、続いて、標準開示項目として、一般標準開示項目と特定標準開示項目を掲げている。また、報告内容に関する原則では、開示対象としてのステークホルダーを特定し、持続可能性の文脈でのパフォーマンスを提示させ、マテリアリティおよび網羅性を求めているが、GRI,G4の特徴のひとつに、“Material Aspects”がある。マテリアルな側面とは、組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映する側面、またはステークホルダーによる評価および意思決定に実質的に影響を与える側面をいう。この側面が重要かどうかを決める際には、定性分析、定量評価についての議論が必要となる(GRI,G4[2013] p.92, 訳86頁)、というものである。

報告品質に関する原則は、バランス、比較可能性、正確性、適時性、明瞭性および信頼性を求めているが、これらは、財務報告書の作成時に求められる当然の原則と考えてよい。次に標準開示項目として、一般標準開示項目では、戦略および分析、組織のプロフィール、特定されたマテリアルな側面とバウンダリー、ステークホルダー・エンゲージメント、報告書のプロフィール、ガバナンスおよび倫理と誠実性を挙げ、特定標準開示項目には、マネジメント手法の開示項目の手続きや指標を挙

表 1 GRI,G4の категория と側面（特定標準開示項目）

カテゴリー	経済		環境	
側面	・経済パフォーマンス ・地域での存在感 ・間接的な経済影響 ・調達慣行		・原材料 ・エネルギー ・水 ・生物多様性 ・大気への排出 ・排水および廃棄物 ・製品およびサービス ・コンプライアンス ・輸送・移動 ・環境全般 ・サプライヤーの環境評価 ・環境に関する苦情処理制度	
カテゴリー	社会			
サブカテゴリー	労働慣行と ディーセント・ワーク	人権	社会(狭義の)	製品責任
側面	・雇用 ・労使関係 ・労働安全衛生 ・研修および教育 ・多様性と機会均等 ・男女同一報酬 ・サプライヤーの労働慣行評価 ・労働慣行に関する苦情処理制度	・投資 ・非差別 ・結社の自由と団体交渉 ・児童労働 ・強制労働 ・保安慣行 ・先住民の権利 ・人権評価 ・サプライヤーの人権評価 ・人事に関する苦情処理制度	・地域コミュニティ ・腐敗防止 ・公共投資 ・反競争的行為 ・コンプライアンス ・サプライヤーの社会への影響評価 ・社会への影響に関する苦情処理制度	・顧客の安全衛生 ・製品およびサービスのラベリング ・マーケティング・コミュニケーション ・顧客プライバシー ・コンプライアンス

（出典）GRI,G4 Sustainability Reporting Guidelines, 2013, p. 44, 訳p.43

げている。

特定標準開示項目は、[表 1]に示したように持続可能性報告 (Sustainability Reporting) を意図するトリプルボトムラインに則り「①カテゴリー：経済、②カテゴリー：環境、③カテゴリー：社会に係る開示」を求めている。とりわけ社会では、サブカテゴリーを設置し、労働慣行とディーセント・ワーク、人権、社会（狭義の）および製品責任を掲げている。環境と社会的側面では、妥当な項目を開示しているが、統合報告という観点からみると、経済的側面の開示については、内容の充実を図る必要がある。この課題は、現行の財務会計制度と統合報告書は別個の制度として位置づけるのか、あるいは、企業報告書と一元化するのかである。

以上の他、「分配した経済価値」として事業コスト、従業員給与と福利、資本提供者に対する支払い、政府に対する支払い、コミュニティへの投資額の開示があるが、これら開示項目は、「実施マニュアル」で内容を詳述している。このマニュアルは、実に詳細な内容であり、パート 1 の「報告原則および標準

開示項目」に係る具体的なマニュアルは原典では263頁、訳では253頁にも及んでいる。

筆者が最も関心を寄せたのが、パート 1 の「6 クイックリンク」である。統合報告とサステナビリティ報告の関連性では、GRI,G4 が考える統合報告は、現在および未来の価値創造にとってマテリアル（重要）な要素を統合表現して、組織の財務資本の提供者に提示するものであるとしている (GRI, G4 [2013] p. 85, 訳79頁)。また、サステナビリティ報告と統合報告は互いに異なる目的を持つ場合もあるが、統合報告にとってサステナビリティ報告は不可欠な要素である。サステナビリティ報告は、重要課題や戦略目標を特定するだけでなく、目標達成や長期的な価値創造の能力の評価に向けた情報を提供することにより、組織の統合思考や報告プロセスの基盤を形作る役割を果たす (GRI,G4 [2013] p.85, 訳79頁)。このように、GRI,G4 のステークホルダーは、第一義的には、投資家である資本の提供者を意図しており、資本提供者（機関投資家）は、投資行動でより有用な情報を収集して意思決定する際の行動規範ともいうべ

き「スチュワードシップ・コード（投資家が果たすべき責任）」²⁾が求められる所以がある。

上述のように、GRI,G4の最大の特徴は、持続可能性報告と統合報告との関連性を示唆していることである。このことは、GRIがIIRCの設立に際して大きな影響を及ぼしており、当然の帰結といえる。G4は、「経済、環境、社会」というトリプルボトムラインの他にガバナンスを重視している。この理由は、トリプルボトムラインの開示内容が様々なリスクに耐えられるためのガバナンスの重要性を認識しているからに他ならない。

4. IIRCフレームワークにおける統合報告の内容と課題

1) IIRCフレームワークの意義と概要

2010年7月にGRI（Global Reporting Initiative）とA4S（The Prince's Accounting for Sustainability Project）が母体となって国際統合報告委員会（IIRC：International Integrated Reporting Council）が設立され、IIRCは2013年12月に統合報告に関するフレームワークを公表した。GRIおよびA4Sは、いずれも「持続可能性」という観点から会計のフレームワークを研究してきている団体である。IIRCは、国際的に合意されたサステナビリティ報告フレームワークを構築することであり、このために企業価値と企業価値創造を財務、環境、社会およびガバナンスに係る情報を、明瞭で、簡潔で、一貫した、比較可能な形で、体系的に提供することを目的としている。

IIRCフレームワークは、その前提として「統合思考（Integrated Thinking）」について記述している。統合思考は「組織が、その事業単位および機能単位と組織が利用し影響を与える資本との関係について、能動的に考えることである。統合思考は、「短、中、長期の価値創造を考慮した、統合的な意思決

定および行動につながる。」（IIRC [2013] p. 33, 訳37頁）というものである。つまり、組織が利用する様々な資本との関係で長期的な経営戦略や価値創造プロセスを開示することを求めている。このためには、前述したガバナンスの重要性を指摘し、機関投資家にはスチュワードシップ・コードが求められる。

フレームワークは、パート1「イントロダクション」[表2]とパート2「統合報告書」[表3]の2部から構成されている。

(1) パート1「イントロダクション」

① パート1のフレームワークの利用

パート1のフレームワークの利用に關し、統合報告書（Integrated Report）とは、「組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績および見通しが、どのように短、中、長期の価値創造につながるかについての簡潔なコミュニケーションである」（IIRC [2013] p. 7, 訳8頁）としている。統合報告書の主たる目的は、「財務資本の提供者に対し、組織が長期にわたりどのように価値を創造するかについて説明することである。それゆえ、統合報告書には、関連する財務情報とその他の情報の両方が含まれる。」（IIRC [2013] p. 7, 訳8頁）とし、統合の基本的思考を説明する。フレームワークについては、「特定の主要業績指標（KPI）や測定方法、個々の課題の開示を規定するものではない。」との見解を示している。しかし、一定のKPIが示されないと企業の自由な判断となり、報告書に求められる「比較可能性の確保」が困難となる。このため、当フレームワークを進化させるためにも、比較可能性の観点からKPIの検討が求められる。

表2 イン트로ダクション

1. フレームワークの利用	2. 基礎概念
A 統合報告書の定義	A イン트로ダクション
B フレームワークの目的	B 組織に対する価値創造と他者に対する価値創造
C 統合報告書の目的と利用者	C 資本
D 原則主義アプローチ	D 価値創造プロセス
E 報告書の形式および他の情報との関係性	
F フレームワークの適用	
G 統合報告書に対する責任	

表3 統合報告書

3. 指導原則	4. 内容要素
A 戦略的焦点と将来志向	A 組織概要と外部環境
B 情報の結合性	B ガバナンス
C ステークホルダーとの関係性	C ビジネスモデル
D 重要性	D リスクと機会
E 簡潔性	E 戦略と資源配分
F 信頼性と完全性	F 実績
G 首尾一貫性と比較可能性	G 見通し
	H 作成と表示の基礎
	I 一般報告ガイダンス

② 基礎概念

基礎概念の特徴のひとつに、「2B組織に対する価値創造と他者に対する価値創造」が挙げられる。ひとつは、組織自身に対して創造される価値であり、財務資本提供者への財務リターンに繋がるものと他者に対して創造される価値、すなわち、ステークホルダーおよび社会全体に対する価値である（IIRC [2013] p. 7, 訳8頁）。確かに、統合報告書（企業価値レポート・企業価値創造レポート）は、大きな分析能力を持つ資本提供者（機関投資家）に対しては、投資意思決定という観点からみれば、これまでにない情報

といえるが、地域社会の住民の多くは必ずしも機関投資家のような分析能力を持っていない。環境会計やCSR会計は、企業の環境的側面や社会的責任の状況を把握し、開示することから始まったことを考えると、特に、地域社会や大多数の小規模投資家に対する統合報告書は視点を変えた方法が求められるべきであると考ええる。

(2) パート2「統合報告書」

「統合報告書」では、①指導原則と②内容要素についての記述がある。

① 指導原則

指導原則は、A～Gの7項目があり、Aの「戦略的視点と将来志向」に関し、統合報告書は、「組織の戦略、及びその戦略がどのように組織の短、中、長期の価値創造能力や資本の利用及び資本への影響に関連するかについての洞察を提供する。」(IIRC [2013] p.16, 訳18頁)とある。このことは、統合報告書は、企業価値の開示に留まらず企業の価値創造力まで開示することを求めていることを意味する。

さらに、情報の結合性の主な形態として、「定量的情報と定性的情報：定量的情報と定性的情報は、それぞれが文脈を提供するため、統合報告書が組織の価値創造能力を的確に表す上で、共に必要である。説明的記述とともにKPIを開示することにより、定量的情報と定性的情報が効果的に結びつけられる。」(IIRC [2013] p.17, 訳19頁)とあり、KPIの重要性を指摘する。しかし、IIRCフレームワークではKPIの具体的な開示がみられないが、その理由は、G4ガイドラインに委ねていると理解することができる。

また、「3G比較可能性」では、組織間の比較可能性の確保の重要性を指摘し、業種または地域のベンチマークの利用や情報を比率形式で表示する（例えば、売上高に占める研究開発費の割合、アウトプット単位当たりの排出などの炭素原単位指標）としているが、統合報告と言えども期間損益計算を目的とする現代会計では、比較可能性の確保は最も重要な課題である。

② 内容要素

現代企業にとっての重要なことは、ガバナンスとリスク機会の生かし方である。統合報告書は、価値創造能力を支えるためにはいかなるガバナンスを構築すれば

良いか、また、組織の価値創造能力に影響を及ぼす具体的なリスクと機会はいかなる取り組みが必要かについての開示が求められる。

統合報告書は、「4Cビジネスモデル」についても触れているが、ビジネスモデルは、組織の戦略目的を達成し、価値創造することを目的とした事業活動を通じて、インプットをアウトプットに変換するシステムと規定した上で、主要なインプット、事業活動、アウトプット、アウトカムについてまとめている。アウトプットは、主要な製品とサービスや副産物、廃棄物であり、アウトカムは、従業員のモラル、組織の評判、収益やキャッシュフローという内部的なアウトカムと顧客満足度、納税、ブランドロイヤリティ、社会および環境的影響という外部的なアウトカムを含むと記述している。

これまで考察したように、IIRCフレームワークは、統合報告を機関投資家に資するため、企業価値や価値創造能力を開示させることを主張する。しかし、さらに証券市場や金融市場を発展させ、ひいてはわが国経済の発展のためには、個人投資家を無視することは避けるべきであり、こうした投資家には、統合報告書の読解力を向上させる方法を模索しなければならない。

2) 統合報告における資本概念の精緻化

(1) IIRCフレームワークにおける資本概念

フレームワークにおける資本の役割は、価値創造の源泉として「C資本」において、[表4]のように6つを挙げている。資本の分類は、個々の組織がそれぞれの目的のために資本をどのように分類するかに関係なく、組織が利用する資本や組織が影響を及ぼす資本を見落とすことがないようにするためのガイドラインとして利用される。

表4 IIRCフレームワークの資本の分類と内容

財務資本	資金（現金、預金）
製造資本	建物、設備、インフラ（道路、港湾、橋梁、廃棄物、水処理工場）など
知的資本	特許、著作権、ソフトウェア、権利およびライセンスなどの知的財産権
人的資本	組織ガバナンス・フレームワーク、リスク管理アプローチおよび倫理的価値への同調と支持 組織の戦略を理解し、開発し、実践する能力 商品およびサービスを改善するために必要なロイヤリティおよび意欲であり、先導し、管理し、強調するための能力
社会・関係資本	共有された規範、共通の価値や行動 主要なステークホルダーとの関係性および組織が外部のステークホルダーとともに構築し、保持に努める信頼および対話の意思 ブランドおよび評判に関連する無形資産 組織が事業を営むことについての社会的許諾（ソーシャル・ライセンス）
自然資本	組織の過去、現在、将来の成功の基礎となる物・サービスを提供するすべての再生可能および再生不可能な環境資源およびプロセス 自然資本には次の資本が含まれる 空気、水、土地、鉱物および森林 生物多様性、生態系の健全性

（出典）IIRC（International Integrated Reporting Council）, *The International<IR>Framework, Integrated Reporting*, Dec. 2013, pp. 13–14, 訳13–14。

IIRCにおける6つの資本は、企業にとって並列ではなく、検討の余地があるように思われる。ここに挙げられている財務資本・製造資本・知的資本の3つは、すでに財務会計の分野でも制度化されているが、人的資本、社会・関係資本および自然資本については、内容に大きな相違があるので、平面的な分類では問題がある。

（2）SIGMAにおける資本概念

1999年にイギリス貿易産業省の支援によって作られたSIGMA（Sustainability Integrated Guidelines for Management）から2003年にSIGMAガイドラインとして「組織の持続可能な発展のための実践ガイドライン」（Putting Sustainable Development into Practice-A Guide for Organizations）が公表された。そ

の目的は、①社会、環境、経済上のジレンマ、脅威、ビジネス機会によってもたらされる課題に効果的に取り組み、持続可能な未来の設計者になることである。そこでは、[表5]のように資本を分類している。

このように、SIGMAガイドラインは、トリプルボトムラインを前提に環境分野には自然資本を、社会分野には社会資本と人的資本を、経済分野には製造資本と金融資本という5つの資本を挙げている。自然資本は、他の4つの資本を包摂するものであり、こうした5つの資本に関する説明責任（accountability）を求めている。なお、当時の社会状況からと思われるが知的資本については触れていないが、現代社会を考えるとその重要性が認識される。

SIGMAガイドラインの資本分類では、自

表5 SIGMAの5つの資本とトリプルボトムライン

自然資本	環境・・・製品やサービスを提供するために必要な 自然資産	環境
社会資本	社会との関係と社会構造・・・人間関係、パート ナーシップ、協力関係による組織の活動および 経済的成果に付加された価値	社会
人的資本	人々・・・健康、知識、スキル、知的生産物、 モチベーション、個々人の関係能力／尊厳、 情熱、共感、精神性をも意味する。	
製造資本	固定資産・・・製品やサービスの提供のための リース、管理する有形財やインフラを指す。	経済
金融資本	損益、売上、株式、現金など・・・他の4つの資本の生産 力や価値を反映し、株式、債券、紙幣のような資産	
説明責任		

(出典) SIGMA, *The SIGMA Guidelines, Putting Sustainable Development into Practice*

—A Guide for Organizations, 2003, p. 4, 訳『組織の持続可能な発展のための実践ガイドライン』4頁。

然資本を自然資源および生態系が生命の基礎をなし、組織および社会もそれに依存しているという観点から、他の資本を包摂する。さらに、社会資本、人的資本、製造資本は、組織およびその活動の重要な構成要素である。この3種の資本のレベルが高いほど、組織、社会に価値がもたらされ、当然ステークホルダーの生活の質も向上する。金融資本は組織の存在において重要であり、他の4つの資本が生み出す価値から生じるものである。これら全ての資本は相互に連結し、それぞれに重なり合う部分もある。この5つの資本からなる全体的なシステムは、組織の外の世界との関係（5つの資本の管理やそれらのステークホルダー）を表す「説明責任」の原則に囲まれている。

5つの資本が蓄積され、資本が生み出す利益で維持されるように、短期的なリターンを求めず長期的に管理されなければならない。また、各資本は相互に依存しており、一つの資本における変化が他の資本に影響を与える

ということ、同様に一つの資本形態から他の資本形態へ簡単に交換できるものではないことを認識しておかなければならない(SIGMA [2004] pp. 4～5, 訳4～5頁)。

自然資本に関し、IIRCおよびSIGMAともに“製品やサービスを提供するすべての自然資源であり、空気、水、土地、鉱物および森林や生物多様性、生態系の健全性を意味している”が、これらを会計学の観点からどのように理解すべきか。例えば、空気は地球上の生物が等しく共有するものであるが、空気は、CO₂、二酸化硫黄(SO₂)、窒素酸化物(NO_x)、メタン(CH₄)といった大気汚染物質により浄化が必要となり、水についても同様なことがいえる。汚染物質の除去や汚染水の浄化には膨大な努力と費用が必要となる。よって、空気や水は、企業にとっての「資本」ではなく、“地球”が保有する「資産」と見るのが妥当ではないか。つまり、企業が大気汚染や浄化をすることによって発生する費用は、「社会的費用」・「社会貢献」であって、決して企

業の「資本」ではないはずである。この他、土地や鉱物および森林は、企業が所有しているものもあれば、国家や自治体が所有している例もある。こうした資産は、企業の場合には財務諸表に、国であれば「国有財産法第33条」に基づいて作成された帳簿が存在している。要するに、「自然資本」は資本ではなく、国境を越えた地球全体の「社会的財産・資源」と考えるべきであり、個別企業の「資本」と括ることに大きな誤解を生じさせることになる。

(3) 経済学（宇沢弘文氏）における「社会的資本」

宇沢氏は、経済学上の資本を社会的観点から2つのカテゴリーに分類する。第1のカテゴリーは、生産・消費・消費活動を行うために必要となる希少資源を私的資源ないし「私的資本」とし、第2のカテゴリーは、私的な経済主体には属さず、社会全体の共通財産であり、社会的に管理されるような社会的資源としての「社会的共通資本」に分類する（宇沢弘文 [2013] 119～120頁）。こうした資本の分類の背景は、自動車の排気ガスについての外部不経済（external dis-economies）の発生、つまり、公害や環境破壊の現象を経済学で捉えることにあった（宇沢弘文 [2013] 79～80頁）。宇沢氏は第三者あるいは社会全体に及ぼす悪影響のうち、発生者が負担していない部分を社会的費用と呼称し、経済学の観点から公害・環境問題に対する先駆的な研究を行っている。

ここで社会的費用とは、ある経済活動が第三者あるいは社会全体に対して、直接的あるいは間接的に影響を及ぼし、様々なかたちでの被害を与えるとき、外部不経済が発生することを意味する。外部不経済は、自動車事故による障害や人命損失といった自動車通行に限らず、一般に公害、環境破壊ないし都市破壊が考えられる。・・・中略・・・つまり、第三

者あるいは社会全体に及ぼす悪影響のうち、発生者が負担していない部分を何らかの方法で計測して、集計した額を社会的費用と呼んでいる（宇沢弘文 [2013] 79～80頁）。

企業はCO₂等の発生による大気汚染、汚水の排水による河川や土壌汚染を引き起こしており、企業は諸税を支払っていると言っても道路、橋、港湾の利用による資産価値の減少を引き起こしていることも事実である。このため、企業は社会的費用を内部化する必要があることから、CO₂等の発生の抑制、土壌や水質汚濁の軽減の努力が求められるが、改善に限界があることから、環境税等が課せられることにもなる。しかし、具体的に企業が社会に対する「負」をどのくらい不経済として測定すべきかは不可能である。

社会的費用（外部不経済）は、環境会計においても非常に大きな課題となっているが、現段階では、個別企業の対社会との関連でCO₂等の排出量、廃棄物、汚染水量の開示に留まっている。我々は、宇沢氏が経済学研究において「人間の尊重」（『朝日新聞』2014年11月23日）を基軸に据えて「環境問題」に対してもいかに大きな関心をもっていたかが理解できるし、これまでの環境会計研究に大きな貢献をしておられる。

宇沢氏は、同書で「すべての経済活動に対して、その社会的費用は内部化され、福祉経済社会への転換が可能となり、わたくしたち人間にとって住みやすい、安定的な社会を実現することができるといえよう。」（宇沢弘文 [2013] 177頁）と結んでいる。

その後、宇沢氏が著した『社会的共通資本』のなかでは、[表6]のように社会的共通資本として3つの分類をしている。

宇沢氏は社会的共通資本という観点から自然環境、社会的インフラストラクチャーおよび制度資本を位置づけるが、とりわけ自然環境はIIRCフレームワークが言う自然資本に該当する。この社会的共通資本の管理・運営

表6 宇沢氏の社会共通資本

社会的共通資本	1. 自然環境（資本）
	・ ・ 大気、水、森林、河川、湖沼、海洋、沿岸湿地帯、土壌
	2. 社会的インフラストラクチャー（社会資本）
	・ ・ 道路、交通機関、上下水道、電力・ガス
	3. 制度資本
	・ ・ 教育、医療、金融、司法、行政

（出典）宇沢弘文『社会共通資本』岩波新書，2000（初版）年11月・2014（16刷）年11月，5頁。

は、政府によって規定された基準やルール，あるいは市場的基準に従って行われるものではなく、フィデュシアリー（fiduciary：受託者〔筆者注〕）の原則に基づいて信託されていると考えられている。つまり，社会的共通資本の管理・運営者は，市民に対して直接的に管理責任を負うものでなければならないと言っている（宇沢弘文〔2014〕22～23頁）。ここで留意すべきことは，社会的共通資本は個別企業の保有でも所有でもないということである。

（4）ローソン「統合報告書」における資本

WICI-Japan（World Intellectual Capital/Assets Initiative：WICI「世界知的資本・知的資産推進構想ジャパン」）は，2013年11月，第1回目の「統合報告」表彰制度を立ち上げ，審査ポイントを以下の6項目として審査を行っている。

- ① 価値創造ストーリーが開示されているか。
- ② 過去との比較と将来の事業展開で見通せるか
- ③ 価値創造ドライバーがKPIとして比較可能か。
- ④ 企業の持続可能性を支えるコーポレート・ガバナンスが適切に行われているか。
- ⑤ 資本コストを自覚した経営が行われているか。
- ⑥ 全てのステークホルダーを意識した開

示となっているか。

審査の結果，WICI-Japanは，第1回統合報告表彰として2013年度の優秀企業賞を伊藤忠商事，オムロンおよびローソンの3社に与えた。3社の2013年および2014年度版には，資本についての詳細な記述は「ローソン統合報告書」のみであった。同報告書の2013年および2014年版では，以下の5つの資本についての記述がある。

上記のように，自然資本の項目がなく，その内容はIIRCフレームワークの「社会・関係資本」と「自然資本」の2つを「社会資本」として括っている。このことは何を意味するのか。IIRCフレームワークでの自然資本は，組織の過去，現在，将来の成功の基礎となる物・サービスを提供するすべての再生可能および再生不可能な環境資源およびプロセスとして記述し，具体的に空気，水，土地，鉱物および森林と生物多様性，生態系の健全性を挙げている。ここでの資本の意味は，個別企業にとっての資本ではなく，社会・国さらには地球全体を意味するものである。従って，ここでの自然資本は社会や地球全体の財産・資源と見るべきである。さらに，人的資本や社会・関係資本は，測定可能性という観点から，個別企業における財務資本，製造資本および知的資本の3つの資本とともに同質性を有していないと考える。このように考えると，IIRCフレームワークの資本概念は，以下のように分類した方が理解しやすい。とりわけ，

表7 ローソン『統合報告書』に見る「資本」

財務資本	①株式や借入れで調達され、企業が事業活動を行うために使用できる資金
	②株式市場の期待に応えるため資本規律を前提に投資判断を行っています。
製造資本	①企業が事業活動を行う際に必要となる有形資産であり、土地、建物、機械、IT等のインフラ全般
	②「マチ」のニーズに応える製品作りにサプライチェーンをあげて取り組みます。
人的資本	①事業活動の効率を高める人材のスキルや能力、個人の意欲や組織の経験知の総称
	②「マチ」のニーズに的確に応えるため、「自ら考え行動する」人材を育成しています。
知的資本	①ブランドや評判、知的財産やソフトウェア等を含む無形資産全般
	②「マチ」の変化を機敏に感じ取り、イノベーションを続けることが成長の源泉です。
社会資本	①自然環境から得られる資源や社会規範、及びステークホルダーとの間で共有された信頼関係
	②環境への配慮を徹底し、自然現象から得られる資源を生かしています。

【注】①は2013年版であり、②は2014年版の開示内容である。
 (出典)『ローソン統合報告書2013』3頁および『同2014』8頁。

自然資本は、個別企業が地球の自然財を消費するのであるから、「地球財」とでも言い得るのである。

(5) 資本概念の精緻化

これまでの考察のなかから、資本は〔図2〕のように分類すべきである。とりわけ、自然資本は大気、水、森林、河川、湖沼、海洋、沿岸湿地帯、土壌を意味し、それらは宇沢氏が指摘するように「社会的共通資本」であり、あくまでも経済学上の資本といえよう。個別企業はこのような社会資本を利用して経営活動を行うのであって、社会全体から見ると、例外を除いて「プラスの資本」にはなり得ないのである。企業による自然資本の食いつぶしは、「自動車の社会的費用」のように資本

ではなく、「費用」として捉えるべきである。何故なら、企業は私的組織であるので、「所有関係」は非常に重要な視点であり、それは企業の枠外で捉えなければならない。もとより、私企業が、投資の一環として「社会自然資源」を増殖させることはあるが、その場合は私的資産（財産・資源）の増加として処理される。具体的には、資産の増加として処理され財務諸表に開示される。

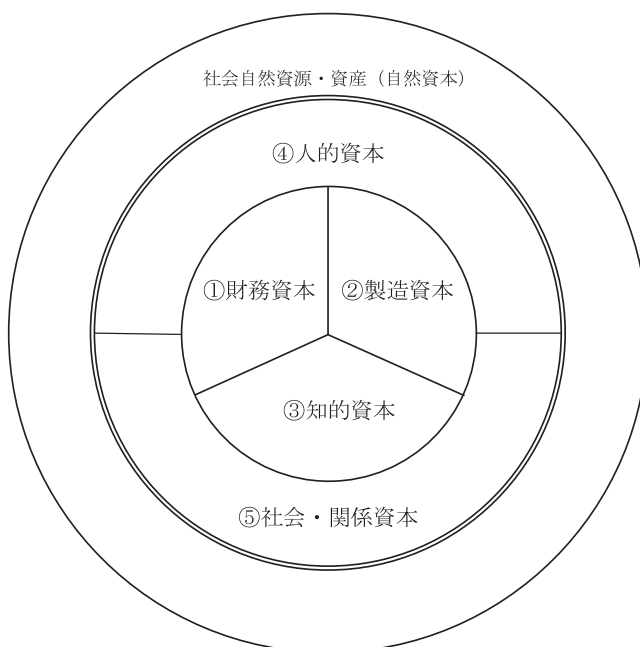
重要なことは、企業は自然資本を食い潰しながら経営活動を行っているのだという認識が必要であり、5つの企業資本と社会自然資源の融合を図る経営が求められる。よって、企業はそれら資本の最適化が企業価値となり、将来の価値創造に繋がるものと考えらるべきである。

水口・塩瀬対談では、6つの資本は「社会にとっての共通の財産であり、社会の共有の財産が失われれば、自分（企業）にとっても価値が失われる。」（水口剛，塩瀬恵 [2014] 40頁）と言われる。これらの資本は、地球や社会の観点からみれば、財務、製造、知的資本および社会・関係資産も自然資本もすべては資産の範囲に含まれる。しかし、社会資本は、個別企業と地域、国、地球とでは次元が全く異なっている。統合報告は、あくまでも「個別の組織体」における資本の所有についての実態と将来像を示すことを目的としている。このことから、IIRCフレームワークの「自然資本」は「社会自然資源」ないし「社会自然資産」と呼称しないと大きな誤解を生じさせてしまう。いずれにしても、個別企業の観点から、自然資本は「社会なしい地球の資本」であるため、「社会自然資源」と考えることから、IIRCフレームワークにおける「自然

資本」の位置づけと呼称に違和感を憶えるのである。

上述のように、筆者は、IIRCフレームワークがまとめた「自然資本」を「社会自然資源」と呼称し、企業の所有関係から見て他の5つの資本とは全く異なるものであることを指摘した。次にこの場合の会計処理が問題となる。社会的自然資源のうち、土地、鉱物および森林や、ときには水は、企業の所有となる場合があり、それらは貸借対照表の資産の部に計上されるが、一般に「自然資本」はもとより、空気や生物多様性および生態系の保全は、企業の所有とはならない。それ故、企業が「社会」に排出するすべての排出物は、宇沢氏が指摘するように自動車であれば、社会的費用と考えるべきである。このことから、企業が負担しない廃棄物（大気、水、土地、生物多様性を破壊する等）は、定量化して、企業が負担すべき社会自然資源の減少として捉える

図2 資本概念の精緻化



〔注〕①～⑤個別企業固有の資本

ことができる。具体的には、(借方)「費用項目」社会的費用××(貸方)「負債項目」社会的自然資源××が考えられる。なお、これらの詳細については他日を期したい。

5. おわりに

本稿では、2013年に大きな変化がみられた統合報告の必要性の背景と現状および特に、資本の問題点について考察した。統合報告の必要性については、アカウンタビリティの観点から精緻化したうえで、GRI,G4およびIIRCフレームワークの意義や概要を考察した。統合報告は、財務情報と非財務情報を融合したものであり、制度化されている財務情報と任意作成の非財務情報を単純に合体したものではない。つまり、財務報告は、わが国では、財務情報の典型としての「有価証券報告書」、「決算短信」や「Annual Report」等と非財務情報として位置づけられている「環境報告書」や「CSR報告書」の集合体ではない。

要するに、統合報告は「企業価値レポート」であり「企業価値創造レポート」なのである。統合報告に求められることは、企業価値と企業価値創造のレポートでなければならず、ここに財務、環境、社会、ガバナンス情報を、明瞭かつ簡潔で、比較可能な形で開示することである。

さらに、筆者は、永きにわたる環境会計研究のなかで、非財務情報の制度化を求めてき

ており、その一環として投資家が重視する「有価証券報告書」の拡充を強調してきた(勝山進[1994] 496～497頁)。すでに、非財務情報に関しては、アメリカではMD&Aとして、また、イギリスではOFRとして制度会計に溶け込んでいるが、統合報告は、企業価値のみならず企業価値創造力を示すことが求められている。

統合報告書が真の価値創造レポートになり得るためには、経営戦略を構築する場合に管理会計の知見が求められることになるし、保証という観点からは会計監査の重要性が存在する³⁾。特に、保証に関し、非財務情報は現行の監査制度ではその対象となっていない。非財務情報の保証は、困難を伴うであろうが、GRI,G4の「カテゴリー」で整理されているような開示項目をKPI化することが、最善の対応策となるはずである。

最後に、現在わが国では、日本会計基準、IFRS基準、FASB基準そして修正国際基準(JMIS)という4つの会計基準がある。会計基準は、比較可能性が求められるので、わが国はもとより、IIRCフレームワークを基本に据えた世界会計基準が構築されることを願ってやまない。そのためには、早期に「統合報告書基準」を制定する必要がある。何故なら、「統合報告書基準」は、21世紀に求められる会計基準であるからに他ならないからである。

〔注〕

- 1) 組織の社会的責任については、ISOは2010年11月にISO26000 (Guidance on Social Responsibility)を発行し、社会的責任は企業のみならず非営利企業を含むあらゆる組織に課せられているという前提のもとで7つの中核課題(組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題およびコミュニティ参画及び

開発)を挙げ、それらの相互依存性を強調している。

- 2) 『「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>〜投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために〜」平成26年2月27日を参照されたい。本コードは、機関投資家に対してスチュワードシップ責任を果たすことを目的としている。ここでスチュワード

シップ責任とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」のなかの中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する（1頁）。

3) 伊藤和憲「管理会計の視点からみた統合

報告」『企業会計』2014 Vol.166, No. 5, 83～88頁があり、同稿では、BSCの重要性と限界を指摘している。また、蟹江章「国際統合報告<IR>フレームワークの監査・保証への影響」『企業会計』2014 Vol. 166, No. 5, 76～82頁があり、同稿では、内部統制の一層の充実や報告の自主的チェック機能を果たす監査の役割りの重要性を指摘している。

参考文献

- 宇沢弘文 [2013] 『自動車の社会的費用』岩波新書, 1974年（初版）・2013年9月（39刷）。
- ―― [2014] 『社会的共通資本』岩波新書, 2000年（初版）・2014年11月（16刷）。
- 勝山 進 [1994] 「制度会計と社会関連会計情報の構図をさぐる」『商学集志』Vol.64No. 1－3合併号。
- ―― [1987] 「環境の変化に起因するディスクロージャー拡大化の課題」『企業会計』Vol. 48 No. 2。
- ―― [1999] 「環境会計の現状と課題」『JICPAジャーナル』第一法規, Vol.11, No.12。
- ―― [2003] 「社会関連会計・環境会計・持続可能性会計」『會計』森山書店, 第16巻第4号。
- ―― [2006] 拙編著『環境会計の理論と実態 [第2版]』中央経済社。
- ―― [2009] 「第7章 CSRと会計報告の課題」, 石崎忠司, 黒川保美編著『社会性志向の会計学』中央経済社, 2009年3月。
- ―― [2011] 「第18章 環境規制と環境会計」, 安藤英義, 古賀智敏, 田中建二責任編集『企業会計と法制度』, 中央経済社。
- 水口 剛, 塩瀬 恵 [2014] 「対談 持続可能な社会に向けた責任ある投資と情報開示」, テクニカルセンター『会計情報』Vol.451。
- AAA [1966] *A Statement of Basic Accounting Theory*, 1966, p. 1., 飯野利夫訳『アメリカ会計学会 基礎的会計理論』国元書房, 1969年7月。
- Rob Gray, Dave Owen & Keith Munderts [1987] *Corporate Social Reporting : Accounting and Accountability*, Prentice Hall, 1987., 山上達人監訳『企業の社会報告－会計とアカウンタビリティ』白桃書房, 1992年7月。
- SIGMA [2003] *The SIGMA Guidelines, Putting Sustainable Development into Practice*, ビーエスアイジャパン訳『SIGMAガイドライン 組織の持続可能な発展のためのガイドライン』ビーエスアイジャパン株式会社, 2004年7月。
- GRI,G4 [2013] *Reporting Principles and Standard Disclosures*.
- IIRC [2013] *The International<IR : Integrated Reporting>Framework*.

(Abstract)

The following article investigates how the accounting practices of financial and non-financial reporting are being combined to provide “integrated reporting”. Up until quite recently, business reports traditionally presented only financial information, but now there is an increasing demand for an evaluation of business value and creative business value to be expressed in business reports. The background of this demand is not only driven by a desire for a better evaluation of business, but also for business reporting to include environmental and social aspects of business as it relates to governance, compliance and risk. These three themes of financial aspects, environmental and social aspects form the “triple bottom line” of a business: without them there is no hope of investor's investing or of a business creating value, and the value of a business will decline. From these viewpoints, this article evaluates the GRI, G4 (May 2013) and the IIRC Framework (Dec. 2013) which have attracted worldwide attention. Specifically, the significance of integrated reporting as one of the six main principles of the IIRC Framework - and particularly in relation to the problems of natural capital - is different from the ownership of individual businesses and integrated reporting should be considered as being a natural social asset.